

(証券コード 9334)

2026年1月7日

株主各位

東京都千代田区外神田二丁目15番12号

株式会社アイビスホールディングス

代表取締役 永江 築司

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、株主の皆様におかれましてはぜひともご出席下さいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第6期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ibisholdings.co.jp/>

上記のほか東京証券取引所及び福岡証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

福岡証券取引所ウェブサイト

<https://www.fse.or.jp/>

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに、修正内容を掲載させていただきます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご明示賜り、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月29日(木) 10時00分

2. 場 所 愛知県名古屋市東区泉二丁目27番14号
関電不動産高岳ビル3F (株)アイビスホールディングス名古屋本部会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

第6期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）

事業報告の内容の報告の件

決議事項

第1号議案 第6期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類の承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額上限の承認の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額上限の承認の件

第7号議案 会計監査人選任の件

議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載の通りであります。

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社アイビスホールディングス
代表取締役 永江 榮司

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第6期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類の承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第6期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容は、添付書類23頁から32頁までに記載の通りであります。

取締役会といたしましては、第6期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図ることを目的とした、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社への移行のため、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の規定の新設及び削除等変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴い、条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更する内容は以下の通りであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたします。（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u>	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員であ</u>

現行定款	変更案
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	る取締役は、3名以内とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を

現行定款	変更案
第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	定めることができる。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条 (条文省略) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第24条～第25条 (現行どおり) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
第28条～第35条 (条文省略)	(削除)
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第 2 9 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 3 0 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 3 1 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 3 2 条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>2 前項の定めをする場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第 3 3 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<u>第6章 計算</u>	<u>第7章 計算</u>
第36条～第39条（条文省略）	(第36条から同第39条までそれぞれ2条ずつ繰り上げ)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役4名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
永江 榮司 (1949年4月2日)	1972年4月 積水ハウス株式会社 入社 2009年5月 株式会社永伸 設立 代表取締役 2020年7月 株式会社旺司ライフワーク設立 代表取締役（現任） 10月 当社設立 代表取締役（現任）	0株

【候補者とした理由】

2020年10月の当社設立以来、代表取締役としてアイビスグループ全般を統括し、様々な経営課題に取り組んできております。今後も代表取締役として強いリーダーシップが期待できると判断したことから候補者といたしました。

加藤 咲江 (1976年7月7日)	1998年4月 株式会社ジュニパー 2001年4月 株式会社ポイント（現 株式会社 アダストリア） 入社 2006年11月 ニシキ工業株式会社 入社 2015年6月 株式会社サニープレイス 入社 2017年7月 株式会社KUSUGURU JAPAN 入社 常務取締役 2018年12月 株式会社花大和（現 株式会社IBIS 東海）設立 代表取締役（現任） 2021年2月 株式会社ICS 名古屋 代表取締役 9月 当社 取締役（現任） 2022年12月 株式会社関東IBIS 代表取締役 2024年10月 株式会社九州IBIS 代表取締役（現 任） 2025年1月 株式会社関東IBIS 取締役（現任）	0株
----------------------	---	----

【候補者とした理由】

主要子会社の株式会社IBIS 東海の設立以来、同社の代表取締役として障害福祉サービス事業を統括し、アイビスグループの企業価値向上に貢献してきました。今後も当社グルー

プロの事業全般を展開するにあたり、強いリーダーシップが期待できると判断したことから候補者といたしました。

猪田 寛生 (1975年7月8日)	1998年 4月 野村證券株式会社 入社 2018年 10月 カーボンファイバーリサイクル工業 株式会社 入社 経営企画部長 2021年 4月 株式会社 IBIS 東海 入社 管理部長 9月 当社 入社 取締役管理部長 (現任) 2022年 6月 株式会社 ICS 名古屋 取締役 9月 株式会社 HUG アイビス 取締役	0 株
----------------------	--	-----

【候補者とした理由】

当社の取締役就任以来、アイビスグループの管理体制を構築し、様々な経営課題に取り組んできております。これまでの経験と実績等から、今後もさらなる管理体制強化の観点でリーダーシップが期待できると判断したことから候補者といたしました。

坂井 朗 (1975年10月30日)	2000年 4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 入社 2006年 1月 株式会社ゼットン 入社 財務経理 部長 2007年 6月 同社 執行役員 管理副本部長 兼 財務経理部長 2008年 3月 同社 執行役員 管理本部長 5月 同社 取締役 管理本部長 2014年 6月 同社 常務取締役 管理本部長 2016年 3月 同社 取締役副社長 管理本部長 9月 株式会社トリート 代表取締役 (現 任) 2018年 6月 株式会社 Lcode 取締役 COO 2021年 1月 株式会社 El Dorado 取締役 9月 当社 取締役 (現任) 10月 合同会社グラン 代表社員 (現任) 2024年 11月 株式会社 Lcode COO (現任)	0 株
-----------------------	---	-----

【候補者とした理由】

事業会社における取締役の経験と幅広い知見を有しており、当社の社外取締役として客観的・中立的な立場から業務執行の監督を担い、事業全般についての助言も受けております。今後も業務執行の監督を担うことが期待できると判断したことから候補者といたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役3名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本事案において同じ。）3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。また、本議案の提出につきまして、監査役の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
夏目 勝博 (1951年3月14日)	<p>1978年10月 新光監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入社</p> <p>1991年 1月 株式会社ジャフコ 入社</p> <p>1996年 8月 同社 公開コンサルティング部 名古屋駐在所長</p> <p>1997年 5月 ジャフココンサルティング株式会社 出向 公開コンサルティング第2グループ グループマネージャー</p> <p>2004年 8月 株式会社ドリーム 入社 取締役管理部ゼネラルマネージャー</p> <p>2016年 12月 エムジーホールディングス株式会社 入社 常勤監査役</p> <p>2021年 9月 当社 監査役 株式会社IBIS 東海 監査役 (現任)</p> <p>株式会社ICS 名古屋 監査役</p> <p>2022年 9月 株式会社HUG アイビス 監査役</p> <p>2024年 1月 当社 常勤監査役（現任）</p> <p>2025年 1月 株式会社関東IBIS 監査役（現任）</p>	0株

【候補者とした理由】

公認会計士資格を有し、かつ事業会社における取締役及び監査役の経験と幅広い知見を有しております、客観的・中立的な立場から業務執行の監督を担っております。今後も引き続き業務執行の監督を担うことが期待できると判断したことから候補者といたしました。

岩田 修一 (1970年4月28日)	<p>1999年4月 弁護士登録 高橋正蔵法律事務所 入所</p> <p>2004年4月 岩田法律事務所 設立 代表就任 (現任)</p> <p>2014年6月 株式会社ひかり工芸 監査役</p>	0株
-----------------------	--	----

	<p>2015年9月 株式会社ひかりホールディングス 監査役（現任）</p> <p>2022年3月 当社ガバナンス諮問委員会 委員 11月 株式会社ひかりホールディングス 報酬委員長（現任）</p> <p>2024年1月 当社 監査役（現任）</p>	
--	---	--

【候補者とした理由】

弁護士資格を有し、かつ事業会社における監査役の経験と幅広い知見を有しております。当社指名報酬諮問委員会の委員長として当社の経営上の重要事項に関して、助言を受けております。今後も業務執行の監督を担うことが期待できると判断したことから候補者といたしました。

堀田 崇 (1972年5月20日)	<p>2000年4月 弁護士登録 小川総合法律特許事務所 入所</p> <p>2004年6月 高浜工業株式会社 監査役（現任）</p> <p>2005年10月 SPR 法律事務所（現 つるま法律事務所）設立 代表（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社 LOVELEDGE 代表取締役（現任）</p> <p>2021年4月 愛知県弁護士会副会長</p> <p>2024年1月 当社 監査役（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社豊橋魚市場 監査役（現任）</p>	0株
----------------------	--	----

【候補者とした理由】

弁護士資格を有し、かつ事業会社における企業経営の経験と幅広い知見を有しております。客観的・中立的な立場から業務執行の監督を担うことが期待できると判断したことから候補者といたしました。

なお、監査等委員候補者3名の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を全員と締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第1回定時株主総会決議に基づき、年額8,000万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲内と決議いただき今日に至っております。当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額8,000万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲内と定めることといたします。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、

方法等については、指名報酬諮問委員会の審議の上、取締役会に答申し、取締役会の決議によることといたします。

なお、本議案の内容は、取締役の報酬等の決定方針に基づき指名報酬諮問委員会の審議の上、取締役会に答申し、取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額2,000万円以内と定めることといたします。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたします。

なお、本議案の内容は、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されると、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役会による決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いいたします。

なお、監査役会が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に判断し勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次の通りであります。

(2025 年 10 月 31 日現在)

名称	監査法人コスマス
本部所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 3 番 18 号 NORE 名駅 6 F
設立	1988 年 6 月 20 日
概要	<p>出資金 21 百万円</p> <p>人員構成 代表社員・社員 11 名 公認会計士 73 名 業務委託職員・事務職 27 名 合 計 111 名</p> <p>監査会社等の数 84 社</p>

以上

事業報告

第6期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）

1. 株式会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、ポスト・コロナの状況が定着し、経済活動のさらなる正常化に向けた動きが継続しました。しかしながら、世界各地での地政学的な緊張の長期化に加え、エネルギーや原材料価格の高騰、急速な円安の進行等が相まって、物価の上昇傾向が続き、経済の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。障害者福祉の分野においては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが加速しており、特に、障害のある方々が地域で自立した生活を送り、活躍できるための就労支援の重要性が一段と高まっています。一方で、障害福祉サービス事業所の人材確保の困難さ、物価高騰に伴う運営コストの上昇は、事業経営における大きな課題として顕在化しており、より効率的かつ質の高いサービスの提供体制の構築が求められています。

このような環境のもと、当社グループは就労継続支援B型事業及び施設外作業所事業において、2024年4月に実施された報酬改訂の影響が当期を通じて顕在化しており、全体的には報酬単価や加算項目において当社グループにプラスに寄与する結果となり、売上高は堅調に推移いたしました。一方で、将来の収益基盤強化に向けた戦略的投資として人件費、設備投資等の諸経費が先行して発生いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は177,175千円（前期比14.8%増）、営業利益は28,588千円（前期比29.6%減）、経常利益は37,254千円（前期比20.3%減）、当期純利益は20,684千円（前期は36,319千円の当期純損失）となりました。

② 資金調達の状況

当事業年度において、当面の運転資金の確保を目的として、子会社である株式会社IBIS東海より110,000千円を借り入れ、実行致しました。

③ 設備投資等の状況

当事業年度において、実施しました設備投資額は7,549千円で、その主な内容は、当社グループが運営する就労継続支援B型の新規出店に伴う内装工事等であります。

④ 重要な組織再編等の状況

当事業年度において、次の子会社及び関連会社の異動がありました。

子会社新規 1社 (社名) 株式会社スマイルライフ 2025年8月1日全株式取得
子会社除外 1社 (社名) 株式会社HUGアイビス 2025年4月30日全株式売却

(2) 財産及び損益の状況

区分	第3期 (2022年10月期)	第4期 (2023年10月期)	第5期 (2024年10月期)	第6期 (当事業年度) (2025年10月期)
売上高 (千円)	77,000	114,630	154,390	177,175
経常利益 (千円)	8,397	20,904	46,762	37,254
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	6,696	15,574	△36,319	20,684
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)	7.45	17.32	△40.40	23.01
総資産 (千円)	112,518	141,595	224,820	330,637
純資産 (千円)	97,492	113,066	76,747	97,431
1株当たり純資産 (円)	108.45	125.77	85.37	108.38

- (注) 1. 2023年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社旺司ライフワークは、当社代表取締役である永江榮司が保有する資産管理会社であります。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社IBIS東海	30,000	100.0	就労継続支援B型事業
株式会社関東IBIS	9,900	100.0	就労継続支援B型事業
株式会社九州IBIS	9,900	100.0	就労継続支援B型事業
株式会社スマイルライフ	49,900	100.0	施設外作業所事業

- (注) 1. 当社は、2025年4月30日付で、株式会社HUGアイビス(現：株式会社i HUG cheese)の全株式を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2. 2025年8月1日付で、株式会社スマイルライフの全株式を取得し当社子会社としました。

(4) 対処すべき課題

① 関係法令の遵守

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業では、障害者総合支援法をはじめとした関係法令に基づいたサービス提供を行うことから、事業の継続的な運営には関係法令の遵守が前提となります。そのため、当該関係法令の遵守が重要課題であると認識しております。当社グループは今後の関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、内部管理体制の拡充や社員教育、研修等によるコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

② 人材確保と人材育成

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社グループの事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。そのため、社員それぞれの働き方に合った多様なキャリアパスや人事制度を整備するとともに、育成や定着のため、入社時の社員研修の強化、システム導入による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、働きやすい職場環境の改善等を継続的に実施してまいります。

③ 就労継続支援B型事業を中心とした関連障害福祉事業における提供サービスの質の向上

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業において、お客様や利用者の就労ニーズは高度化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。当社グループでは、アイビスルールブックを制定し、日々のアップデートを通じて、従業員の行動指針や施設での規則を定めることで、提供サービスの質の向上を図っております。そのため、ルールブックの改良とその内容を全社的に周知する活動を継続するとともに、外部講師による勉強会や研修制度の充実等を継続的に実施することで、お客様や利用者に提供するサービスの質の向上を実施してまいります。

④ 収益源の多角化

第6期会計年度における就労継続支援B型事業の当社グループ売り上げに占める割合は90.9%であり、障害者総合支援法に基づく事業の売り上げが売上構成比のほぼ全てを占めていることは、日本政府の障害福祉政策の動向に大きく影響を受けるビジネスモデルであり、短期的には障害福祉政策の影響を受ける可能性があります。当面は、就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業の成長を目指しますが、一方で利用者のニーズが多様化すれば、就労継続支援B型事業に限定せず、中長期的には、新規事業の拡大等による収益源の多角化を進めていく可能性があります。

⑤ 事業資金の確保

障害福祉事業は、事業施設の増設に関して多額の資金が必要であり、当社グループはこれらの事業資金の多くを金融機関からの借入により調達しており、当社グループの成長のためには、今後も安定的な事業資金の確保が課題であると認識しております。その課題に対処するために、事業の成長に伴う信用力の増加を活かし、資金調達の多様化を図るとともに、中長期的な財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

障害者総合支援法における就労継続支援 B 型事業を営む株式会社 IBIS 東海及び株式会社関東 IBIS、株式会社九州 IBIS、施設外作業所の管理・運営を営む株式会社スマイルライフを子会社に持つ持株会社として運営しております。

(6) 主要な事業所並びに使用人の状況

① 主要な事業所

本社：東京都千代田区外神田二丁目 15 番 12 号

名古屋本部：愛知県名古屋市東区泉二丁目 27 番 14 号

② 従業員の状況（2025 年 10 月 31 日現在）

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
5 名（変動なし）	41.4 歳	2 年 5 ヶ月

(7) 主要な借入先（2025 年 10 月 31 日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社三十三銀行	31,652
株式会社名古屋銀行	15,839
株式会社三井住友銀行	8,334
株式会社 IBIS 東海	140,000

(8) その他当該株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制に関する決定・決議、運用状況の概要

定めはありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

定めはありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年10月31日)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永江 榮司	株式会社旺司ライフワーク 代表取締役
取締役	加藤 咲江	株式会社 IBIS 東海 代表取締役 株式会社関東 IBIS 取締役 株式会社九州 IBIS 代表取締役
取締役管理部長	猪田 寛生	—
取締役	坂井 朗	株式会社 Lcode COO 株式会社トリート 代表取締役 合同会社グラン 代表社員
常勤監査役	夏目 勝博	株式会社 IBIS 東海 監査役 株式会社関東 IBIS 監査役
監査役	岩田 修一	岩田法律事務所 代表 株式会社ひかりホールディングス 監査役・報酬委員長
監査役	堀田 崇	つるま法律事務所 代表 株式会社 LOVELEDGE 代表取締役 高浜工業株式会社 監査役 株式会社豊橋魚市場 監査役

- (注) 1. 取締役 坂井朗氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 岩田修一氏及び堀田崇氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 夏目勝博氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 坂井朗氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	17,400 (1,200)	17,400 (1,200)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,200 (2,400)	7,200 (2,400)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	24,600 (3,600)	24,600 (3,600)	— (—)	— (—)	7 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。
4. 当社は、代表取締役1名、子会社取締役1名、社外取締役1名、社外監査役2名から構成される指名報酬諮問委員会を設置しております。取締役会より、役員報酬の改定等について指名報酬諮問委員会に諮問し、答申を受け、取締役会にて個別報酬を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との関係

取締役 坂井朗氏は、株式会社LcodeのCOO、株式会社トリートの代表取締役、合同会社グランの代表社員であります。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役 岩田修一氏は、岩田法律事務所の代表、株式会社ひかりホールディングスの監査役・報酬委員長であります。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役 堀田崇氏は、つるま法律事務所の代表、株式会社LOVELEDGEの代表取締役、高浜工業株式会社及び株式会社豊橋魚市場の監査役であります。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	坂井 朗	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回に出席し、主に豊富な経営者としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的視点からの発言を適宜行っております。
監査役	岩田 修一	当事業年度に開催された監査役就任後の取締役会 14 回のすべてに、また、監査役会 14 回のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的視点からの発言を適宜行っております。
監査役	堀田 崇	当事業年度に開催された監査役就任後の取締役会 14 回のすべてに、また、監査役会 14 回のうちすべてに出席いたしました。主に豊富な経営者および弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的視点からの発言を適宜行っております。

③ 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

(5) 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会社の株式に関する事項 (2025 年 10 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 3,596,000 株

(2) 発行済み株式の総数 899,000 株

(3) 株主数 5 名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社旺司ライフワーク	847,000 株	94.2%
株式会社 PROUD WORKS	40,000 株	4.4%
桂新堂株式会社	10,000 株	1.1%
アクアプレコン株式会社	1,000 株	0.1%
甲斐ふく	1,000 株	0.1%

(注) 持株比率は、小数点第 2 位を切り捨てて表示しております。

6. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

名 称	第1回新株予約権
新株予約権の数	500 個
保有人数 当社取締役	1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000 株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	1 株当たり 1,300 円
新株予約権の行使期間	自 2027 年 2 月 14 日 至 2037 年 2 月 13 日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 本新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
2. 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を使用することができない。
3. 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去 5 年以内に

これらに該当した疑いのある場合

4. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、3,600万円を超えてはならない。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

7. 親会社等との取引

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025 年 10 月 31 日現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 产	24,915	流 動 负 債	44,880
現金及び預金	4,482	1年内返済予定の長期借入金	19,646
貯蔵品	327	未払金	12,706
立替金	12,726	未払費用	2,029
前払費用	6,303	未払法人税等	1,561
仮払金	27	未払消費税等	4,640
未収入金	1,047	前受収益	2,073
固 定 資 产	305,721	預り金	1,823
有 形 固 定 資 产	47,956	賞与引当金	400
建物附属設備	23,804	固 定 负 債	188,325
車両運搬具	1,212	長期借入金	176,179
工具器具備品	4,653	預り保証金	1,000
土地	18,286	長期未払金	6,886
無 形 固 定 資 产	3,593	資産除去債務	4,260
ソフトウエア	3,593	負 債 合 計	233,205
投 資 そ の 他 の 資 产	254,171	(純資産の部)	
関係会社株式	111,900	株 主 資 本	97,431
長期貸付金	111,272	資 本 金	49,900
長期前払費用	237	資 本 剰 余 金	40,000
差入保証金	26,830	資本準備金	40,000
繰延税金資産	1,121	利 益 剰 余 金	7,531
保険積立金	2,800	その他利益剰余金	7,531
リサイクル預託金	8	繰越利益剰余金	7,531
		純 資 产 合 計	97,431
資 产 合 计	330,637	負 債 ・ 純 資 产 合 計	330,637

損 益 計 算 書

(2024 年 11 月 1 日から)
2025 年 10 月 31 日まで

(単位 : 千円)

科 目	金 領	
売 上 高		177,175
役務収益	177,175	
売 上 総 利 益		177,175
販売費及び一般管理費		148,586
営 業 利 益		28,588
営 業 外 収 益		
受取利息	883	
賃貸収入	3,318	
不動産収入	8,473	
雑収入	0	12,676
営 業 外 費 用		
支払利息	1,855	
賃貸原価	2,033	
雑損失	121	4,010
経 常 利 益		37,254
特 別 利 益		
固定資産売却益	772	772
特 別 損 失		
減損損失	1,219	
子会社株式売却損	8,571	9,790
税 引 前 当 期 純 利 益		28,236
法人税、住民税及び事業税	6,905	
法人税等調整額	647	7,552
当 期 純 利 益		20,684

株主資本等変動計算書

(2024 年 11 月 1 日から)
2025 年 10 月 31 日まで

(単位 : 千円)

	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金			
当 期 首 残 高	49,900	40,000	△13,152	76,747	76,747	
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益			20,684	20,684	20,684	
事業年度中の変動額合計	—	—	20,684	20,684	20,684	
当 期 末 残 高	49,900	40,000	7,531	97,431	97,431	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 定額法 10年～15年

車両運搬具 定率法 6年

工具器具備品 定率法 3年～5年

取得価額10万円以上20万円未満の少額資産減価償却については、一括償却資産として、3年間で均等償却しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に持株会社として子会社の経営管理及びそれに附帯する業務を行っており、契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務として識別しております。収益は、主に子会社からの経営管理手数料となります。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点での収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20- 3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。）第 65- 2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022 年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の財務諸表への影響はありません。該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,803 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,953 千円
長期金銭債権	74,000 千円
短期金銭債務	387 千円
長期金銭債務	146,886 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	173,125 千円
-----	------------

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	684 千円
不動産収入	4,486 千円
賃貸収入	2,761 千円
業務委託費	64 千円
支払利息	640 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	899,000 株

(2) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)
		当事業年 度期首	増加	減少	当事業年 度末	
ストックオプ ションとして の新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	135
賞与引当金	134
未払金	912
未払費用	20
資産除去債務	1,430
減価償却超過額	219
減損損失	409
繰延税金資産合計	3,262

繰延税金負債

除去債務対応固定資産	△1,200
保険積立金	△940
繰延税金負債合計	△2,141
繰延税金資産の純額	1,121

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金または設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

イ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

ウ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	26,830	26,210	619
資産計	26,830	26,210	619
長期借入金（1年内 返済予定を含む）	55,825	54,929	895
負債計	55,825	54,929	895

「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下の通りであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	111,900

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	26,210	—	26,210
資産計	—	26,210	—	26,210
長期借入金 (1年内返済 予定を含む)		54,929		54,929
負債計		54,929		54,929

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に

同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 IBIS 東海	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経営管理料受取 (注1)	172,125	売掛金	—
				資金の借入 (注2)	110,000	長期借入金	140,000
				債権の譲受 (注3)	6,886	長期未払金	6,886
				事務所賃貸	3,661	—	—
子会社	株式会社 関東 IBIS	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	資金の貸付 (注2)	14,000	長期貸付金	14,000
子会社	株式会社 九州 IBIS	直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経費の立替	8,748	立替金	9,178
				資金の貸付 (注2)	20,000	長期貸付金	20,000
子会社	株式会社スマイルライフ	直接 100%	経営管理等	資金の貸付 (注2)	40,000	長期貸付金	40,000
子会社	株式会社 HUG アイビス (注4)	直接 100%	経営管理等	事務所賃貸	1,960	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料の受取に関する契約に基づき、合理的に決定しております。
- 2. 金銭消費貸借契約に基づき、合理的に決定しております。
- 3. 株式会社 IBIS 東海が保有する売掛債権及び金銭債権を帳簿価額と同額で譲受けたものです。
- 4. 株式会社 HUG アイビスは、2025年4月30日より、全株式の譲渡により当社子会社から外れています。（現：株式会社 i HUG cheese）

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	108円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	23円01銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役全員が協議して監査した結果、全員の意見が一致したので、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を受けるほか子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、監査法人が行った会計監査に関する報告を求めると共に、必要に応じて監査法人の監査に立会い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年1月5日

株式会社アイビスホールディングス 監査役会

常勤監査役 夏目勝博

社外監査役 岩田修一

社外監査役 堀田崇